

水先業務経験年数、又は年齢に応じた業務制限

(総則)

第1条 大阪湾水先区水先人会会則施行規則第17条の水先業務経験年数、又は年齢に応じた業務制限については、この規程の定めるところによる。

(新人1級水先人の業務制限)

第2条 新人1級水先人の業務制限は次のとおりとする。

但し、実務研修期間中は、別途定める「新人1級水先人実務研修規程」に従う。

1. 入会后5ヶ年未満の1級水先人は原則として下記の経歴に応じ該当船舶には配乗しない。

(令和2年2月21日改正)

(1) トン数(国際総トン数)制限 単独水先業務開始後

(平成30年7月23日改正)

①一般船

3ヶ月未満	2万トン以上及び曳航業務 ^{※1}
3ヶ月～1ヶ年未満	4万トン以上
1ヶ年～2ヶ年未満	5万トン以上 ^{※2}
2ヶ年～3ヶ年未満	7万トン以上

但し、PCC、RORO船については国際総トン数とする。

※1: 神戸中央航路の管制船のトン数、但しサイロバースについては3万トン以上

ア. 阪神港神戸区(KS-3,TMT,昭和産業,トーマンサイロ,全農サイロ,阪神サイロ,甲南埠頭)

イ. 阪神港大阪区(W-9,W-25,W-49)

※2: ポストパナマックスとなるトン数

(平成27年4月28日改正／平成27年5月1日施行)

②危険物積載船等

ア. 油タンカー(水先法施行規則第1条の3第3項の規定を準用する)及び液化ガスタンカー船(ガスフリー船を除く)

6ヶ月未満	全てのタンカー船
6ヶ月～1ヶ年未満	2万トン以上
1ヶ年～2ヶ年未満	4万トン以上
2ヶ年～3ヶ年未満	6万トン以上

但し、1ヶ年未満についてはLNG船には配乗しない。

(平成22年11月25日改正／平成22年12月1日施行)

イ. 旅客船

6ヶ月未満	全ての客船
6ヶ月～2ヶ年未満	2万トン以上
2ヶ年～5ヶ年未満	4万トン以上(2人乗りの副水先人を除く)

(平成25年3月19日改正)

(2) 単独水先業務時間制限(単独水先業務開始3ヶ月未満)

原則として、友ヶ島P.S.日没3時間前以降、日出2時間前までの入航着岸船(通し業務)には配乗しない。

但し、友ヶ島P.S.日没3時間前以降の入航着岸船であっても2100時応招時刻までは、航行業務のみ行い港外交代とする。

(平成30年7月23日改正)

(進級1級水先人の業務制限)

第2条の2 進級1級水先人の業務制限は次の通りとする。但し、実務研修期間中は、別途定める「新人1級水先人実務研修規程」及び「進級規程」に従う。

1. 1級進級後12ヶ月未満の1級水先人は原則として下記の経歴に応じ該当船舶には配乗しない。

(令和2年2月21日改正)

(1) トン数(国際総トン数)制限 単独水先業務開始後

PCC、RORO船については国際総トン数とする。

①一般船

1ヶ月未満	6万トン以上及び曳航業務
1ヶ月～3ヶ月未満	7万トン以上
3ヶ月～5ヶ月未満	8万トン以上
5ヶ月～7ヶ月未満	9万トン以上

②危険物積載船等

ア. 油タンカー(水先法施行規則第1条の3第3項の規定を準用する)及び液化ガスタンカー船(ガスフリー船を除く)

1ヶ月未満	2万トン以上
1ヶ月～2ヶ月未満	4万トン以上
2ヶ月～6ヶ月未満	5万トン以上
6ヶ月～8ヶ月未満	6万トン以上
8ヶ月～11ヶ月未満	7万トン以上

但し、6ヶ月未満についてはLNG船には配乗しない。

イ. 旅客船

9ヶ月未満	5万トン以上(2人乗りの副水先人を除く)
9ヶ月～12ヶ月未満	6万トン以上

(危険物船等の港内業務における1級水先人の業務制限と登録水先人)

第3条 港内業務における危険物船等の1級水先人の業務制限と登録水先人を次の通りとする。

1. 次の各号に掲げる港内業務には原則として2名の1級水先人を配乗する。

- (1) 6.8万トン以上のLNG船の入港及び10万トン以上のLNG船の出港
- (2) 10万トン以上のタンカー船の入出港
- (3) 5万トン以上の旅客船の初入港時
- (4) 排水量3万トン以上の航空母艦、又はこれに類する特殊構造の船舶の入出港
- (5) 新人1級水先人は入会し単独水先業務開始後3年間、進級1級水先人は進級し単独水先業務開始後11年間は大型危険物積載船の副水先人としての配乗をしない。

(令和2年2月21日改正)

2. 前項の同一船に2名の1級水先人が業務を行う場合は、第1号・第2号に規定する船舶では登録主水先人の資格を有する1級水先人が、第3号・第4号に規定する船舶では前任の1級水先人がその水先業務の指揮をとり、他の1級水先人(第1号・第2号に規定する船舶(入港船)では少なくとも登録副水先人の資格、第1号・第2号に規定する船舶(出港船)及び第3号・第4号に規定する船舶では少なくとも3年以上の水先経験がなければならない。)はこれを補佐するものとする。なお、登録主水先人・登録副水先人の資格を有する1級水先人は応募規程巻末に掲載する。

(令和2年2月21日改正)

3. 下記のLNG船には、登録主水先人の資格を有する1級水先人を配乗する。

- (1) 大阪ガス第二工場に入港するLNG船
- (2) 大阪ガス第二工場から出港する6.8万トン以上のLNG船(夜間は通し業務で主水先人2名又は主・副各1名の水先人)
- (3) 堺LNGセンターに入港するLNG船及び出港する6.8万トン以上のLNG船

(令和2年2月21日改正)

4. 2人乗り大型危険物積載船の主水先人になる資格 30名程度の主水先人を確保すべく、会長が以下事項を考慮して主水先人候補者を指名する。

- (1) 原則入会時の年齢55歳以下、ただし船長として5万GT以上の船舶に6ヶ月以上乗船したものは、入会時の年齢を60歳以下と読み替える。
- (2) 主水先人の開始年齢制限は65歳(66歳未満)とし、補充が必要な場合は68歳(69歳未満)までとする。
- (3) 登録主・副水先人の習熟課程

ア. 新人1級水先人

- ・3年目にシミュレータ研修を実施する。
- ・4~5年目の2年間で副水先人として経験を積む。
- ・5年目にシミュレータ研修を実施する。
- ・6年目以降、主水先人として業務を行う。

イ. 進級1級水先人

- ・11年目にシミュレータ研修を実施する。
- ・12~13年目の2年間で副水先人として経験を積む。
- ・13年目にシミュレータ研修を実施する。
- ・14年目以降、主水先人として業務を行う。

(令和3年1月22日改正)

(72歳以上の1級水先人の業務制限)

第3条の2 72歳以上の1級水先人は、下記の船舶には配乗しない。

1. 危険物船等と旅客船

- (1)油タンカー船(水先法施行規則第1条の3第3項の規定を準用する)及び液化ガスタンカー船
6万トン以上
- (2)LNG船 全ての船舶
- (3)旅客船 4万トン以上

(乗り継ぎ業務)

第3条の3 船舶の安全な運航(入航・着岸)を確保するため、乗り継ぎを原則とする業務を次の通りとする。

1. 乗り継ぎ業務

- (1) VLCC(10万総トン以上)及び大型LNG船(3万トン以下を除く)
但し、2人乗りの場合で、主・副業務を航行及び港内業務で交代して行う場合は、乗り継ぎと同等とみなす。
- (2) 運転不自由船及び曳航船
- (3) 低速船で航行時間が4時間を超える場合。
- (4) その他特殊な取り扱いを要する船舶等については都度協議の上決定する。

(令和2年2月21日改正)

(新人2級水先人の業務制限)

第4条 入会後原則として下記経歴に応じ該当船舶には配乗しない。但し、実務研修期間中は、別途定める「新人2級水先人実務研修規程」に従う。尚、曳航業務には配乗しない。

(令和2年2月21日改正)

(1) トン数(国際総トン数)制限 単独水先業務開始後

①一般船

3ヶ月未満	2万トン以上(新人2級水先人のみ)
3ヶ月～2ヶ年未満	3万トン以上
2ヶ年～3ヶ年未満	4万トン以上 ^{※1}
3ヶ年～4ヶ年未満	5万トン以上
4ヶ年～	6万トン以上

但し、PCC、RORO船については国際総トン数とする。

※1: 但しサイロバースについては3万トン以上

- ア. 阪神港神戸区(KS-3,TMT,昭和産業,トーマンサイロ,全農サイロ,阪神サイロ,甲南埠頭)
- イ. 阪神港大阪区(W-9,W-25,W-49)

(令和2年2月21日改正/令和2年10月1日施行)

②危険物積載船等

- ア. 油タンカー(水先法施行規則第1条の3第3項の規定を準用する)及び液化ガスタンカー船(ガスフリー船を除く)

3ヶ年未満	全てのタンカー船
3ヶ年～	2万トン以上

但し、LNG船には配乗しない。

4. 旅客船

3ヶ年未満	全ての旅客船
3ヶ年～4ヶ年未満	2万トン以上
4ヶ年～6ヶ年未満	4万トン以上
6ヶ年～	5万トン以上

(2) 単独水先業務時間制限

単独水先業務開始 2ヶ月未満の新人2級水先人は、友ヶ島P.S.日没3時間前以降、日出2時間前までの入航着岸船(通し業務)には配乗しない。但し、実船研修及び、航行業務のみ(錨泊船を含む)の場合を除く。また、友ヶ島P.S. 日没3時間前以降 2100時応招時刻までの入航着岸船には配乗できるが、航行業務のみを行い港外にて港内業務要員と交代する。

(平成28年4月28日改正/平成28年5月1日施行)

(進級2級水先人の業務制限)

第4条の2 進級2級水先人の業務制限は次の通りとする。

2級進級後、原則として下記経歴に応じ該当船舶には配乗しない。但し、実船研修期間中は、「進級2級水先人実船研修規程」及び別途定める「進級規程」に従う。尚、曳航業務には配乗しない。

(令和2年2月21日改正/令和2年10月1日施行)

(1) トン数(国際総トン数)制限 単独水先業務開始後

①一般船

2ヶ年未満	3万トン以上
2ヶ年～3ヶ年未満	4万トン以上※1
3ヶ年～4ヶ年未満	5万トン以上
4ヶ年～	6万トン以上

但し、PCC、RORO船については国際総トン数とする。

※1: 但しサイロバースについては3万トン以上

7. 阪神港神戸区(KS-3,TMT,昭和産業,トーマンサイロ,全農サイロ,阪神サイロ,甲南埠頭)
4. 阪神港大阪区(W-9,W-25,W-49)

②危険物積載船等

7. 油タンカー(水先法施行規則第1条の3第3項の規定を準用する)及び液化ガスタンカー船(ガスフリー船を除く)

3ヶ年未満	全てのタンカー船
3ヶ年～	2万トン以上

但し、LNG船には配乗しない。

4. 旅客船

3ヶ年未満	全ての旅客船
3ヶ年～4ヶ年未満	2万トン以上
4ヶ年～6ヶ年未満	4万トン以上
6ヶ年～	5万トン以上

(3級水先人の業務制限)

第5条 入会后3級水先人である間は次の制限を設け、原則として下記経歴に応じ該当船舶には配乗しない。但し、実務研修期間中は、別に定める「新人3級水先人実務研修規程」に従う。尚、曳航業務には配乗しない。

(平成27年4月28日改正/平成27年5月1日施行)

(1) トン数(国際総トン数)制限 単独水先業務開始後

① 一般船

2ヶ年未満	2万トン以上
2ヶ年～	3万トン以上

(令和2年2月21日改正/令和2年10月1日施行)

② 危険物積載船等

- ア. 油タンカー船(水先法施行規則第1条の3第3項の規定を準用する)及び液化ガスタンカー船 全ての船舶
- イ. 旅客船 全ての船舶
- ウ. 特殊船等 全ての船舶

(平成24年6月26日改正/平成25年7月1日施行)

(2) 単独水先業務範囲制限(単独水先業務開始後1ヶ年未満)

「新人3級水先人実務研修規程」第5条第1項に定めるルート以外の就航船。当該船については、1年を目途に全域実船研修を行い、制限を解除できる。

(平成24年11月30日改正/平成25年1月1日施行)

(3) 単独水先業務時間制限(単独水先業務開始3ヶ月未満)

友ヶ島P.S.日没3時間前以降、日出2時間前までの入航着岸船(通し業務)。但し、実船研修及び航行業務のみ(錨泊船を含む)の場合を除く。また、友ヶ島P.S.日没3時間前以降、2100時応招時刻までの入航着岸船は、航行業務のみ行い港外交代とする。

(平成24年6月26日改正/平成25年7月1日施行)

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て会長が定める。